

平成 28 年度 かさまち考 の取り組み

○笠間朱色塗り隊

希望のあった2店舗やポケットパークの朱色塗り作業を実施しました。



○門前通りにちなんだ商品

各店での「笠間朱色」「ジンジャー（生姜）」にちなんだ商品提供を推進しました。



笠間朱色のワイン



ジンジャー風味のドロップ

○インターネットでの情報発信

かさまち考ホームページ <http://kasamachikou.wixsite.com/home>
かさまち考 facebook <https://www.facebook.com/kasamachiko/>

門前通りのイベントのお知らせや活動状況などを掲載。
また、空き店舗の情報を収集しホームページで情報発信を行いました。



空き店舗が活用され、5店の
新たなお店ができました！



○そばいっぱい計画

そば屋さんが多い門前通りに、プランター
でそばを育て、花を楽しみ、食する活動。



発行者：笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会

連絡先：笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会事務局【笠間市まちづくり推進課】

TEL:0296-77-1101(内線 537) E-mail:machizukuri@city.kasama.lg.jp



第9号 平成29年8月

NEWS

かさまち考が最優秀プラン受賞！

平成 29 年度茨城県商店街活力向上支援事業「商店街活性化コンペ事業」において、笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会（通称：かさまち考）の提案が、**最優秀プラン**に選ばれました！（平成 29 年 7 月）

かさまち考全体会（ワークショップ）の提案をもとに、かさまち考委員会が具体的な事業提案にまとめて応募。書類審査、プレゼン審査を経て、県内各地域の 12 団体の応募の中から、みごと最優秀賞となりました。「星空門前市（映画鑑賞会）」や「笠間朱色の商品開発の推進」、「SNS を活用したフォトラリー」など、具体的な事業に取り組んでいきます。



井筒屋本館大移動！

7 月 25 日。門前通りのシンボルとして親しまれてきた木造 3 階建の旧井筒屋本館（明治 27 年築）の曳家（ひきや）が行われました。耐震・改修工事に伴って、後ろに約 14 メートルの大移動です。

改修後は、1 階は観光インフォメーション、2 階は笠間の歴史に関する展示コーナー、3 階は会議室等として、平成 30 年 3 月オープン予定です。



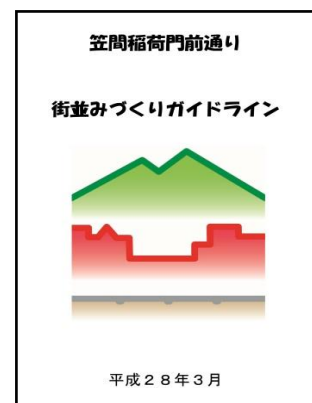
笠間稲荷門前通り情報

- 8月19日(土) 笠間のまつり
- 8月26日(土) 門前ビアガーデン
- 9月23日(土) 門前ビアガーデン
- 10月1日(日) 街コス in かさま、門前映画祭フレイベント
- 10月21日～11月26日 笠間の菊まつり
- 10月28日(土) 門前ビアガーデン
- 11月11日(土) 門前菊あかり、門前映画祭

笠間稲荷門前通り地区 地区計画 の概要

街並みづくりガイドライン

笠間稲荷門前通りでは、『笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会』（かさまち考）が主体となり、平成 28 年に、門前通りに店舗を構える店主や地権者、関係者がまちづくりの方向性を共有し、街並みづくりを進めるため、『笠間稲荷門前通り街並みづくりガイドライン』を策定しました。

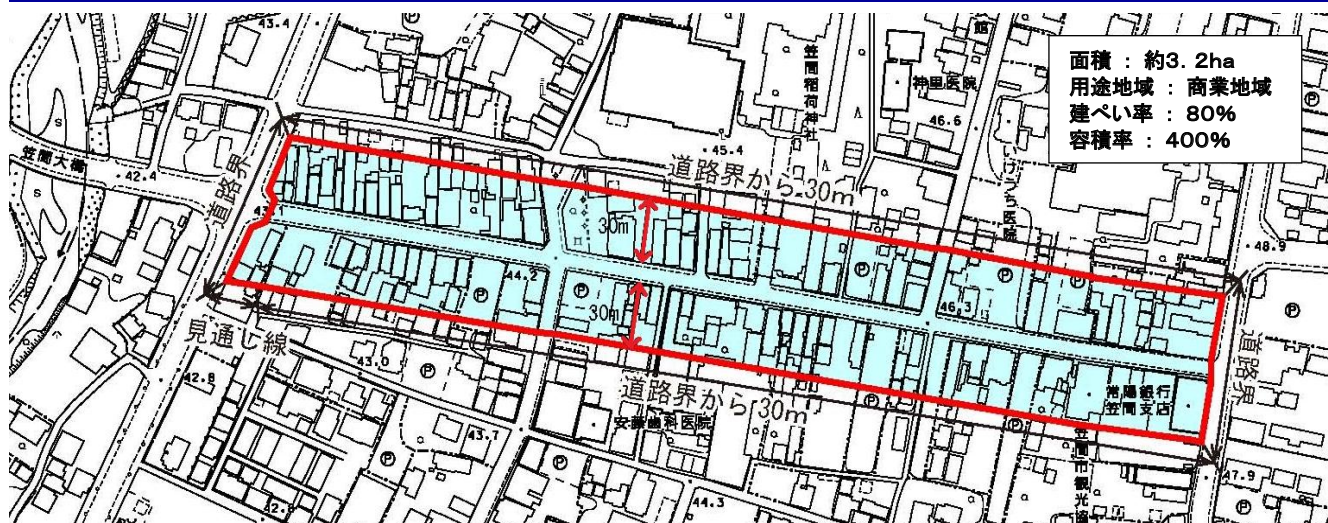


ガイドラインで決めたルールのうち、法的に規制できる内容については、笠間市が「笠間稲荷門前通り地区 地区計画」を定めることになりました。

平成 29 年 6 月 笠間稲荷門前通り地区 地区計画が決定しました。

○対象区域

地区計画の対象区域は、門前通りの道路端から 30 メートルの範囲の 3.2 ヘクタールとします。



○笠間朱色の活用

笠間稲荷門前通りに面する建築物の外壁や屋外広告物の色彩については、景観の統一性を持たせるためシンボルカラーとして「笠間朱色」を積極的に活用することとします。

笠間朱色サンプル

推薦色 マンセル値 5R 3/10
RGB 138 0 23
CMYK 24% 100% 100% 25%
DIC2487

塗料：基本塗料としては、日本ペイント 笠間レッド

※このサンプルは見本印刷ですので、詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

○規制の内容

市では、『笠間稲荷門前通り地区 地区計画』と併せて、『笠間稲荷門前通り地区のまちづくり推進及び地区計画区域内における制限に関する条例』を制定し、建築物の規制・誘導を行うこととしました。これらの規制内容や適用の除外、決定後の対応は以下のとおりです。

1) 建築物等の用途の制限

建築物の敷地が対象区域内に含まれる場合は、以下の用途の建築物を建築することができません。

- (1)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (2)勝馬投票券（競馬の馬券）発売所、場外車券（競輪・オートレースの車券）売場、勝舟投票券（競艇の舟券）場外発売場
- (3)カラオケボックスその他これに類するもの
- (4)ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む建築物
- (5)ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営む建築物（ダンス教室を除く）
- (6)風俗営業を営む建築物（低照度飲食店、区画飲食店、マージャン荘、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗関連特殊営業）
- (7)一定量の火薬・石油類等の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
- (8)水素ガスステーション、LNG（液化天然ガス）スタンドなど
- (9)ガソリンスタンド、ナトリウム硫黄電池による蓄電施設など

2) 建築物等の高さの制限

対象区域内においては、建築物等の高さを 12 メートル以下に規制します。

3) 適用の除外

市長が公益上必要な建築物等でやむを得ないと認める場合や、区域内の良好な都市環境を害するおそれがないと認める場合は、規制の対象外です。

4) 地区計画に関する届出

対象区域内で、土地の区画形質を変更する（土地を造成したり、形状・地目を変更したりする場合、市への届出が必要になります。

※地区計画とは…地域の住民が参加して、自分たちの地区の「まちづくりのルール」を計画するものです。
良好な生活環境を形成するために、道路や公園などを配置したり、建物の建て方を決めたりします。